

令和7年9月定例会

- 1 期 日 令和7年9月26日（金）
開会 午後2時00分
閉会 午後3時30分
- 2 会 場 鎌ヶ谷市南部公民館 集会室
- 3 出席者 小林 修一 教育長
久野 義春 教育長職務代理者
根本 恵美子 委員
赤岩 けさ子 委員
- 4 出席職員 大塚 潤一 生涯学習部長
平野 裕平 生涯学習部参事（事）生涯学習推進課長
三石 宏 生涯学習部副参事（事）郷土資料館長（兼）学芸員
澤田 裕介 生涯学習部主幹
猪股 興一 学校教育課長
竹之内 純一 学校教育課指導室長

後野 真弥 文化・スポーツ課長（兼）学芸員

風野 憲行 教育総務課長補佐

1 議案事項

議案第1号 鎌ヶ谷市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

2 報告事項

報告第1号 令和7年度鎌ヶ谷市きらりホール及び鎌ヶ谷市中央公民館指定管理者業務評価委員会の結果について

報告第2号 令和7年度鎌ヶ谷市スポーツ施設指定管理者業務評価委員会の結果について

報告第3号 令和7年10月の行事予定について

報告第4号 学校の近況報告について（指導）

報告第5号 学校の近況報告について（管理）

3 傍聴者

なし

教育長

鎌ヶ谷市教育委員会 9月定例会を開会いたします。

本日の出席者は4名であります。定足数に達しておりますので、9月定例会を開会いたします。本日の定例会会議録署名委員については、赤岩委員を指名します。

それでは本日の審議案件について事務局の説明をお願いします。

教育総務課長補佐

本日の教育総務課課長は他の業務に従事しており、欠席となったことから、教育総務課補佐からご説明を申し上げます。

本日の審議案件は、議案事項1件、報告事項5件です。

よろしくご審議のほど、お願いします。

教育長

それでは、審議に入ります前に、議案第1号「鎌ヶ谷市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、報告第4号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第5号「学校の近況報告について（管理）」は、個人に関する情報を含む事項であります。

よって、これらの案件につきまして、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第13条の規定により非公開とすることについてお諮りします。

議案第1号、報告第4号及び報告第5号を非公開とすることにご異議はございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

教育長

ご異議ございませんので、議案第1号、報告第4号及び報告第5号を非公開といたします。

《ここから非公開》

議案第1号「鎌ヶ谷市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」

学校教育課長

任期満了に伴う学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

任期満了前から変更となった委員についてですが、小中学校の給食主任の代表者である第4号委員の渡辺委員と望月委員、船橋薬剤師会理事で学校薬剤師の代表者である第6号委員の伊藤委員となります。

他の委員に関しましては、全て任期満了前そのまま留任いただいております。

委嘱期間についてですが、令和7年10月1日から令和9年の9月30日までとなっております。委嘱状の伝達に関してですが、令和8年2月の「令和7年度第2回学校給食センター運営委員会」の開催日を予定しております。

教育長

議案第1号についてご質問、ご意見がございますでしょうか。

よろしいですか。それではお諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり、決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

教育長

議案第1号「鎌ヶ谷市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

《ここまで非公開》

教育長

以上で議決事項を終了します。

…………… ここから報告事項 ……………

報告第1号「令和7年度鎌ヶ谷市きらりホール及び鎌ヶ谷市中央公民館指定管理者業務評価委員会の結果について」

文化・スポーツ課長

令和7年度鎌ヶ谷市きらりホール及び鎌ヶ谷市中央公民館指定管理者業務評価委員会の結果について、ご報告いたします。

指定管理者の行った令和6年度鎌ヶ谷市きらりホール及び鎌ヶ谷市中央公民館の業務評価については、令和7年8月7日の業務評価委員会において審議しましたので、結果を報告するものです。

きらりホール及び中央公民館は、令和2年度から指定管理者である「株式会社セイウン」が管理運営を行っており、指定管理者の行った業務については、業務報告に基づき、税理士や公の施設について専門的知識を有する方のご協力のもと、客観的・中立的に評価を行っています。

なお、今回の業務評価委員会から、原則公開で開催しており、傍聴人は3名でした。

「指定管理者の業務評価の結果について」の「1 評価内容」の「(1) 評価対象期間」ですが、令和6年4月1日から令和7年3月31日の令和6年度の1年間です。

評価項目は「(2) ①から④までの項目を評価しております。

評価基準ですが、評価項目①から③ですが、「A」であれば、事業計画書等を遵守し、その水準より優れている。「B」であれば、事業計画書等を遵守し、その水準に概ね沿った内容。「C」は、事業計画書等を遵守しているが、一部に課題がある。「D」は、事業計画書を遵守しておらず、改善の必要がある、となっています。

「評価項目④」につきましては、目標達成率により自動的に記載の「A」から「D」の評価となります。

どちらも「B」評価であれば、水準におおむね沿った内容であるため、適切であると評価できるものとなります。評価結果は、きらりホールと中央公民館、それぞれで評価をしております。

今回評価の対象となる令和6年度につきましては、両施設ともに「①実施体制に関する評価」、「②サービスの内容や水準に関する評価」、「③収支等に関する評価」は「B」評価、「目標管理」につきましては、「A」評価で、総合評価は「B」評価となり、事業計画書を

遵守し、その水準に沿って適切に管理運営がなされているという結果となりました。

きらりホールにつきましては、事業の実施に当たっては、事業計画に基づき適切に事業を実施するとともに、幅広い事業を通して市民文化を育成する事業を工夫と創意をもって推進され、幅広い世代の方々に芸術文化にふれる機会を提供したことを評価しています。

中央公民館につきましては、事業の実施に当たって事業計画に基づき事業を実施しており、サークル団体の活動風景を編集したPR動画を作成しロビーで上映するなど、既存サークルの周知や新規利用者の開拓を行うなど、広く市民に生涯学習の場を提供することに寄与したと評価しております。

委員からは多くの事業を実施しているが、これらの事業の成果をどう地域に残していくのか、どう蓄積していくのかが重要であり、事業報告について「定量的な評価だけでなく、定性的な効果についての記載があると事業の価値が違って見えるのではないか」とのご意見がありました。

教育長

以上、報告第1号についてご質問、ご意見がございますでしょうか。

赤岩委員

「③収支等に関する評価」ですが、標準7項目、本施設は8項目、標準が7項目で本部施設は8項目となっています。8項目に増えている項目があるのはなぜでしょうか。

ガイドラインでは、「7項目あれば評価ができる」とされていますが、例えば「その他」などでは、それよりも多い8項目について評価をしています。その理由を教えてください。

生涯学習推進課長

きらりホールでも中央公民館でも、「その他」に「決算書に異常値はないか」「利用促進に資する取組を積極的に行っているか」という観点から項目を多く設けております。それゆえ、標準の7項目から1項目多くなっていて、いずれも全体的に「B」評価になったということになります。

赤岩委員	わかりました。ありがとうございます。
教育長	他にございませんでしょうか。
赤岩委員	中央公民館の「③収支に関する評価」のところで、内容の最後の「収支の差異がマイナスとなった」と記載されています。 支出がマイナスになった原因というのが、スタッフの退職に伴う引継ぎや新規スタッフ研修等により人件費が増加ということになっていますね。この「退職に伴う」というのは、いわゆる退職金を意味するのでしょうか。
文化・スポーツ課長	「退職に伴う」というのは、「退職金がプラスになった」ということでございます。
赤岩委員	すると、退職者が出た年には、この退職金が生じることによって、その年の支出は増加するということになるのでしょうか。「公の積立て」といったものはないのでしょうか。
生涯推進課長	退職金の「積立て」はしてはいないので、つまびらかではないのですが、ある程度、経験年数を経た人が退職すると、それなりに退職金も多くなります。そういう方がいれば、もちろん収支はマイナスになります。あと、退職された方のポジションに次の人の雇用がすぐに決まったということも影響があったと思われれます。
赤岩委員	退職に対する「公の積立て」の利用を検討して、積み立てたところから本人に手渡すという方法もありますし、「中退協」（中小企業退職金共済制度）などを活用すれば、一気に大きな金額が動かなくて済むのではないかなと思いました。
生涯学習推進課長	今後、委託会社と、そのような積立て制度が活用できるか確認をして、もしできるのであれば、そうした制度を活用していきます。 それが活用できないという場合には、なにかほかの方策も検討していこうと思います。

根本委員	<p>きらりホールの「④目標管理に関する評価」の箇所なのですが、「数値目標」というのは令和6年度のみ数字なのか、それとも、指定期間の令和2年から令和7年3月31日まで同じ目標値だったのでしょうか。</p>
文化・スポーツ課長	<p>「④目標管理に関する評価の数値目標数値」ですけれども、年度ごとに決めているものとなっております。</p>
根本委員	<p>「目標」の「①施設稼働率」、「施設所管課の評価」で、稼働率は令和5年度より3.8ポイント減少していますが、「目標を上回る事ができた」とあります。</p> <p>ということは実績値が令和5年度は64.5プラス3.8だったということで間違いないということですよ。</p> <p>もし、年度ごとに目標を設定するのであれば、令和5年度が68パーセントほどの実績値があったのですから、もう少し高い評点に設定してもよかったのかな、という気もするのですが、いかがでしょう。</p>
文化・スポーツ課長	<p>実際に、先ほどそれに見合った形で見直すということを行ったところではあったのですが、そのときの高かった要因というところもあるかと思うんですね。</p> <p>「同じ事業も、毎年同じもの」ではないので、なかなかそこに合わせて来年度も同じ数値で、という設定も難しいのかなと思っております。</p> <p>目指せるところの数値設定を加味しながら数値設定しておりますが、いただいたご意見として指定管理者にも伝えて、数値目標を見直す際には、検討材料にさせていただきたいと思っております。</p>
根本委員	<p>「数字目標」は、どのようにして決めているのですか。</p>
文化・スポーツ課長	<p>指定管理者のほうで決めている数値になりまして、実際にこれを決めるにあたってどういうふうな形をとっているかというところ</p>

までは確認をしていないので、今後は確認していきたいと思いません。

教育長

お願いいたします。ほかになにか。

根本委員

指定管理者の業務評価結果についての提示ですけれども、「2 評価内容」の「(2) 評価項目」の「③収支等に関する評価」は、収支に関する事なので数字で結果が出てくると思うんですね。けれども、収支に関する評価に関しては、目標っていう数値が上げられてはないのでしょうか。

文化・スポーツ課長

「③収支等に関する評価」では、具体的な数字目標は設けてはいません。

収支計画書に即して予算が執行されているか、収支計画と実際の事業結果の整合性は取れているかという、実際の数字を比べてどうだったかというような評価はしております。

ただ、目標として収支を「収支目標の何パーセントまで達成できたかどうか」というような目標値というものは、現時点では持っていないと思います。

赤岩委員

やはり収支に関する事ですので、目標を立てるというのは大切なことではないかと思えます。

この業務評価での財務の審査に関してですが、「団体の経営状況を審査し、安定的継続的な施設運営を実施するもの」というところから、財務審査の方は、安定性や継続性を審査するのが重要視されていることになります。

「収支目標」というところで、例えば、施設稼働率の目標値ですとか、人数を目標値として設定したらいかがでしょう。

人数が増えていくということは、つまり、収支も増えていくということですから、目標値は、「人数」で設定していくのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

教育長

つまり、具体的な数値ではなく、安定性とか継続性をいう点に重

きをおいて判断しているという資料になりますね。

生涯学習推進課長

「収支等に関する評価」には、確かに8項目を設けていますが、これを評価するに当たっては、実際に会計側からの収支を出しております。

全体の決算報告なども提出の上、「実際にどうだったか」というところを税理士の方を中心に評価もしております。そこで去年と比べて利益率が下がっているというのであれば、指定管理者も企業ですから、「収支目標」を立てて収支を増やしていくかという考えは、当然に持っているものと思われま。

利用者の増加が収支につながっているというのは、ご指摘のとおりですから、評価は、「数字を見ながら評価していく」ことになると思います。

久野委員

「施設稼働率」なのですが、きらりホールにおいては、目標が62パーセント、実績が64.5パーセント。それで結果的に自己評価が「B」になっている。しかし、稼働率64.5パーセントというのは、実はものすごい数字です。一般の公民館の稼働率でも、20から30パーセント。他の市にしても、せいぜい40パーセントか50パーセントが良いところではないかと思ひます。

だから、64.5パーセントの稼働率というのは、ものすごくいい数値なんですね。そういう意味では、かなり頑張っでやっでいたでいるなと思ひます。

中央公民館は、稼働率38.5パーセントを目標値としており、実績は40.3パーセントでしょう。頑張っでやっでくれているという評価をしたいです。稼働率40パーセントというのは、すごくいい数値なんですね。それだけ頑張っでいるのは、正直、素晴らしことだというふうに考ひます。

教育長

いかがでしょうか。

生涯学習推進課長

中央公民館は、立地もさることながら、部屋それぞれの規模が従来館よりも結構広めに設計されているという特徴があるので、そ

れが人気につながっているのではないかと考えています。

ほかの公民館や学習センターの部屋に比較すると、中央公民館が飛び抜けて稼働率が高いというのは、おっしゃるとおりでございます。セイウンさんも、利用団体の活動風景をビデオで撮って、ロビーのテレビで流して宣伝をしたり、利用団体のモチベーションを高めたり、参加者を集めたりする努力をしています。

そうした創意工夫が一定の成果を収めているとみて「A」になっているのですが、私見が許されるのであれば、この「A」評価というのは妥当ではないかと思っています。

教育長

来年の数値目標は、今年達成した数値よりも上げるのか、または目標数値を下げるのかというのは、今後また決めるわけですね。

文化・スポーツ課長

検討させていただけたらと思います。

報告第2号「令和7年度鎌ヶ谷市スポーツ施設指定管理者業務評価委員会の結果について」

文化・スポーツ課長

指定管理者の行った令和6年度鎌ヶ谷市スポーツ施設指定管理者の業務評価については、令和7年8月8日の業務評価委員会において審議いたしましたので、結果を報告するものです。

鎌ヶ谷市スポーツ施設の管理運営につきましては、平成18年より指定管理者制度を導入し、令和4年4月から4期目の指定管理者「株式会社共栄千葉支店」がスポーツ施設等の管理運営を行っており、指定管理者の行った業務については、業務報告に基づき税理士やスポーツ施設を利用している市民の代表者のご協力のもと、客観的・中立的な評価を行っています。

なお、今回の業務評価委員会から原則公開で開催しており傍聴人は1名でした。

評価対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日の令和6年度の1年間です。

「評価項目」及び「評価基準」は、先ほどのきらりホール及び中央公民館と同様となっております。「B 評価」であれば、水準に概ね沿った内容であるため、適切であると評価できるものです。

つぎに、「鎌ヶ谷市スポーツ施設指定管理者の評価方法について」です。

指定管理者制度を導入しているスポーツ施設は、福太郎アリーナ、市民体育館をはじめとする10施設であり、個々の施設の管理運営を正確に評価すること、また、施設ごとに評価することとなっておりますが、全施設の指定管理者は同じであるため、全施設共通の評価としているところがございます。

なお、施設ごとの評価となることで該当しないものについてはハイフンとなっております。

スポーツ施設の総括評価について、ご説明します。

今回の評価の対象となる令和6年度につきましては、「1 実施体制に関すること」「2 サービスの内容や水準に関すること」

「3 収支等に関すること」の総括評価につきましては、10施設ともに「B」評価、「4 目標管理に関すること」の総括評価につきましては、10施設で「A」評価であり、総合評価は「B」となりました。

全施設通じて、事業計画書を遵守し、その水準に沿って適切に管理・運営がなされているという結果となりました。

特に評価できる点としましては、幅広い年齢層の利用者が利用できる利便性の向上と、施設老朽化に対する修繕を迅速に対応していること。さらに、「SDGs推進委員会」の設立や再生可能エネルギー100パーセント電力を導入し、環境への配慮がなされたという分野で積極的に実施していることとございます。

一方、改善が望まれる点としましては、スポーツ施設が利用できる日は限られているものの、計画的に自主事業を展開し、市民の方々がスポーツに触れ合う機会が増えるよう取り組んでいただくことなのですが、この「自主事業の調整」がうまくできなかったという指摘がありました。今後、そういったことがないよう取り組んでほしいと思っています。

委員からのご意見としては、「決算額が増加していることは評価できるものの、市役所から支払われている収入、税金による収入があることも踏まえ、交際費が増加していることについて、今後、推移を注視していく必要がある」とのご意見がありました。

昨年度ご指摘を受けました「満足度評価の実施」についてですが、全施設共通をしております、「2 サービスの内容や水準」に関する評価のところの、利用者への調査で利用者満足度調査を実施し、その結果は妥当であるかというところです。

こちら自己評価が書いてある所管課評価が「B」となっているものですが、こちらにつきましては、令和6年度引き続き、独自に行っていないということで自己評価はされておられません。

指定管理者からは市の「満足度調査」でいただいたご意見と、利用者から直接聞いているご意見や要望を踏まえて、例えばキャッシュレス決済の導入やスタジアムの利用時間の延長など指定管理者の業務に反映する取組や検討を進めていただいているところです。

また、具体的な数値目標は設けておりませんが、「満足度調査」を通じて業務改善に取り組み、自己評価を実施し、改善すべき点や至らない点に自ら気づくことでスキルアップさせ、業務上でのスタッフへの苦情を減らしていくことを目標にしていると指定管理者からは聞いております。

教育長

評価対象施設が市民体育館から市営キャンプ場まで10の施設があるということですので、それぞれ見ていただいて、何かご質問、ご意見、お気づきの点があったらお願いいたします。

久野委員

利用者数の増加ということについてですが、利用者数が増加ということで、目標数値はいずれも全部200パーセントになっています。実績も200を超える数値ですが、この200パーセントということはどういう意味になるのですか。

文化・スポーツ課長

「人数」になります。数字目標と実績値につきましては、数値単位は「人数」ですので、数値目標としては20万人で、実績としましては、21万151人ということになります。

久野委員

はい、分かりました。

教育長

ほかにはなにか、ありますでしょうか。

赤岩委員

スポーツ施設の指定管理の期間が来年いっぱいとなります。

そうしますと、昨年、「10の施設を1つの管理者に任せるのかどうか」という動きがあったように思ったのですが、そうしますと9年の3月31日で終わるということは8年。そのときに次の指定管理者の募集をかけるようになるわけですね。

そのときに手を挙げる方がいなければ、また同じようになってしまふのかもしれないけれども、やはり昨年度よりも評価は良くなるものと考えます。そういった点を踏まえて、指定業者については、広く募集はかけると思うのですが、その予定は整理されているのでしょうか。

文化・スポーツ課長

おっしゃったとおり、来年度いっぱい任期終了になっておりますので、そのときには、改めて募集をしていくということになります。

スポーツ施設に関しましては、10施設まとめた指定管理ということになり、指名業者の決定については、プロポーザル形式で行う予定です。

あらかじめ決められた金額のなかで、「このような内容でやっていきます」という計画を各課から提案してもらい、その計画の内容と金額の方がどれだけ見合っているかというところを審査するものになっておりまして、広くいろいろな企業に入っていただけるような形で仕様書の方も出していきたいというふうには思っております。

教育長

他にございますか。

各委員

特になし

報告第3号「令和7年10月の行事予定について」

教育総務課長補佐 (資料に基づき、説明を行いました)

《ここから非公開》

報告第4号「学校の近況報告について」(指導)

学校教育課長

2学期が始まりました。5日には、台風15号の影響で雨風が心配されましたが、各校で下校態勢をしっかりと整え、安全に児童生徒の帰宅が確認されました。

6日から8日にかけては、中央公民館で小・中学校の「科学作品展」が開かれました。多くの方が来場し、観覧していただきました。感想欄を見ますと、「小・中学生の発想に感心しました」「来年の参考になりました」「刺激になりました」といったご感想をたまわっています。

10月には、中学校で体育祭を予定しております。ほかに、修学旅行、林間学校など大きな行事が続いてまいります。

充実した2学期にするためにも、安全・安心のもとで、子どもたちのために学校を邁進ができるよう、指導・サポートをしてまいります。

生徒指導面からお話しさせていただきます。

児童生徒数の数値に関しては、令和7年7月末時点の人数となっております。

1点目、「いじめ」についてです。

先月の定例会でご了承いただきました市の「いじめ防止基本方針」の改正について、市のホームページに掲載し、9月19日現在、本市で認定した5件の「いじめ重大事態」のうち、3件は終了となっております。

残る1件は、調査報告書の開示・投票を関係者に行い、終了へと進んでおり、もう1件については継続となっております。

長期欠席の児童生徒についてですが、30日以上欠席している児童生徒数は、7月末現在で216名となっております。昨年度の7月末時点と比較すると5名、割合として3パーセント減少となっております。

小学校・中学校ともに、1日も登校しないという児童生徒は減っております。

「ふれあい談話室」を利用する児童生徒は9名となっております。

今年度から各校に設置した「教育支援センター」を利用した児童生徒は120名となっております。

2点目、事故についてです。

2学期が始まり、「下校時刻を過ぎても帰宅しない」あるいは、「児童クラブ、学童に来てません」という報告もありました。幸い、児童クラブの職員によるパトロールのおかげで、全員の確保を確認しております。

6日に、部活動で登校中に自動車と接触した事例がありました。しかし、生徒は軽症で済んでおり、救急車で搬送までには至っておりません。

また、練習試合中に体調不良になったということで、緊急搬送後。後ほど、病院から「コロナ陽性」との診断結果が示されました。

1日入院し、その翌週から登校しております。練習試合中ということでしたので気になったのですが、感染の拡大は認められておりません。

8日ですが、登校中に転倒して顔と肘と手首を打ったという事案がありました。救急搬送され、手首骨折の重篤な負傷との診断を受け、しばらく入院しておりましたが、今週から登校を再開しているとの報告を受けております。

10日、授業中に児童が突然意識を失うという事案がありました。前ぶれもなく、本当に「突然」といった感じで、急遽、病院への搬送をしましたが、大事に至らず、その日のうちに帰宅しております。病院では、「異常なし」との診断結果でした。

20日、部活の帰りに8人が蜂に刺されたという事案もありました。急遽、搬送した病院での診断結果、その生徒自体は軽症で済んでいたため帰宅しております。業者に依頼をして9月25日に巣の駆除を行っております。

3件の「家出」の事案が出ております。

パトロールをして搜索の結果、全て確保しております。

理由としては、話さなかったり、習いごとで嫌なこともあったりと、様々ありますが、「学校のほうで、様子をしっかり見てください」という指導を受けております。

事件不審者情報ですが、登校中、「車から知らない男性に声をかけられた」という事案がありました。鎌ヶ谷警察署及び鎌ヶ谷市青少年センターと情報共有し、対応しております。

相談関係ですが、学校での生徒指導について、教員の関わり方について情報提供がありました。現在、管理職と情報共有をして当該教員に対して指導を行っております。

SNSですが、生徒が教員になりすまして悪口を書き寄せてきたという事案がありました。学校の先生方が即座に対応し、指導済みということです。市内各学校と改めて情報共有をしております。

また、SNSで、「知らない人に自分の写真を送ってしまった」という事例がありました。この事案については、管理職が中心となって警察とも連携を取っております。

今月、10月10日、きらりホールで特別支援学級の「小中合同学習発表会」が行われます。また、10月29日は太郎スタジアムで小学校の陸上競技大会を予定しております。

教育長

この家出の2件は、その日のうちに帰宅しているんですか。

学校教育課長

どちらもその日に帰宅しております。自宅、学校で詳細な話を聞いております。

生涯学習部主幹

報告第5号「学校の近況報告について」(管理)

今後の管理が担当する主な行事予定は2点でございます。

「(1) 千葉県教育庁東勝家教育事務所所長訪問」及び「(2) 人

事評価中間面談」です。

「(1) 千葉県教育庁東勝家教育事務所所長訪問」につきましては、前回の定例会議において、事前点検の内容をお知らせしたところでは、

10月2日及び7日に、東葛飾教育事務所が、東部小、北部小、西部小、道野辺小及び第二中学校の5校を訪問し、校地や校舎を視察し、その後、指導・講評を受ける予定となっております。

「(2) 人事評価中間面談」についてですが、10月16日から24日の期間、「人事評価の中間面談」を実施する予定です。今年度から副校長及び教頭の人事評価の面談も実施することといたしました。

中間面談でも同様に実施し、今年度の目標について、進捗状況や能力の進捗状況等について確認を行ってまいります。

「2 教職員の状況」でございます。

「市内教職員」に関係している事件・事故でございます。

こちらについては令和7年9月1日現在のものになります。

事故については3点、いずれも交通事故の報告でございます。

1点目につきましては、出勤途中にミラー同士が接触、警察へ通報、けがはございませんでした。

2点目、研修へ向かう途中に自転車と自分の乗っていたバイクが接触するという事案がありました。警察に通報、両名ともに軽い擦過傷がありましたが、その後、通院しております。

3点目ですが、自家用車を運転していたところ、救急車のすれ違いの際に車のミラー同士が接触した事案でございます。退勤時であったため、警察に通報いたしました。けがはありません。

「(2) 休暇・休業中の教職員」について。こちら令和7年9月1日現在の報告でございます。

「① 出産休暇」「② 育児休業」につきましては、前回のご報告に比べて育児休業の人数が増えております。出産休暇を取得した職員が引き続き育児休業を取得することに伴い、出産休暇の人数が減、育児休業の人数が増という状況になっております。

「③ 療養休暇」につきましては、小学校1名、中学校2名でございます。一般疾病、いわゆる病気等による療養休暇でございます。

もし、病気が90日で回復しなかった場合、「④ 休職処分」ということで引き継いでいくものでございます。

現在も、ご本人の病状を確認しながら進めているところでございます。

「⑤ 育児短時間勤務」ですが、こちらについては前回の報告と変わりはありません。

以下、配付資料にはございませんが、今後の見通しについてご報告します。

今後も、出産休暇の人数が増えてくるものと思われれます。代替者の配置について、教育事務所と連携を取り合っている状況でございます。

療養休暇を取得している職員も数名おりますが、鎌ヶ谷市の市費で県の発令が出るまでの間、任用するなどして学校をフォローしている状況でございます。

「3 不祥事根絶研修」の報告になります。

市内14校のうち12校において、市教育委員会主催の「不祥事懇絶研修会」の実施を終えたところです。

今後、9月29日に北部小学校、10月20日に鎌ヶ谷中学校での研修会を実施終了する予定となっております。

しかし、研修を実施していながらも、千葉県内では数多くの職員の懲戒処分が発生しております。

我々も、「危機的な状況」ということを認識の下、指導を継続し、行っております。資料には、教育委員会の会議における第2回、第3回から第6回にかけての処分の一覧を掲載しました。

発生件数は、千葉県では合計16件でございます。ただし、その処分に伴う監督責任が4件含む状況でございます。本市においても、こちらの事案をしっかりと受け止め、指導を今後も続けてまいります。

「4 その他」になります。

令和7年8月26日に文部科学省から、令和8年度の概算要求が発表されました。

1点目が、「中学校における35人学級制の実現」です。小学校では、段階的に35人学級を進めてきたこともあり、現在、小学校

1年生から小学校6年生まで、昨年の段階で標準35人学級が整っている状況です。

中学校も段階的に「35人学級制」を進めていく方向にあります。現在は40人ですが、県の定めるところに従い、人員の配置をし、今後35人編制や38人編制に移行していくといった状況です。

2点目が、小学校における「教科担任制」の計画になります。こちらは理科、体育、英語について、専門的な先生が授業を専科として教えていく取組でございます。

小学校5、6年生には、この計画は順調に進捗しており、今後は4年生まで幅を広げて専門的な指導をしていくという方策が示されております。

3点目が、小学校の「生徒指導、担当教員の配置、充実」に関してになります。中学校では1名、生徒指導担当がついておりますが、小学校においても、生徒指導に対して専門的な人材を配置していくということでございます。

4点目が、養護教諭についてです。

現在、小学校の児童数が851人。中学校においては801人を上回る場合に、養護教諭が複数、いわゆる2名配置ということになっております。

今回の方針によって、100人引き下げるという方策が示され、児童・生徒合計が、小学校においては751人以上、中学校においては701人以上であれば、養護教諭を2名配置するといった内容になっております。

5点目は、学校における「働き方改革」推進のための支援スタッフについてになります。いわゆる「SSS」(スクール・サポート・スタッフ)という制度、教員の業務支援をする職員です。

本市においては、全校に配置済みであります。さらに拡充していくという方向で動いております。

6点目は、教職調整額の改善及び主務教諭の創設等の処遇改善になります。

こちらは教職員の給与の特別調整手当の方を、4パーセントから10パーセントまで段階的に引き上げるというものになります。併せて、「主務教諭」を新たに創設していくという動きでございます。

現在、学校には主幹教諭、管理職及び学校をコーディネートする主管教諭と、いわゆる一般の教諭がありますが、この間に主幹教諭を置くというものです。

こちらの主務教諭の役割についてですが、基本的には、教職員間の調整並びに若手職員のサポート、また、学校内外、いわゆるコミュニティスクールが運用していくに当たって、学校内外の調整等をするものでございます。

こちらは、千葉県の条例が改定を受けて、こちらに通知が来るものですので、現在はまだ、どのような状況になるかは不明確です。

7点目は、校内外の「教育支援センター機能強化促進」でございます。こちらは、いわゆる不登校のお子さんの居場所づくりのため、本市においてはひだまり先生が配置されている状況です。

全国的にもこの「教育支援センターの機能強化」が必要ということで、予算が大きく拡充されたものでございます。

8点目は、「外国人等に関する日本語教育の推進」についてです。日本語指導を行う外国人児童生徒に対する日本語指導を進めていく職員の配置を推進するというものです。

あくまでも、県の通知とかに沿って我々は動いていくこととなります。現在は国の動向ですので、また情報が入り次第、お示ししたいと思っております。

教育長

以上、なにかご質問等はございますでしょうか。

赤岩委員

「指導」のほうで質問があります。校内教育支援センターの利用について、どのような感じで運営されているのか、教えていただければと思います。

学校教育課長

校内教育支援センターは、各校に設置をしている支援施設で、そこには、「ひまわり先生」という支援員がおります。

「いつでも来られるように」と常にオープンな雰囲気と、「教室に入れない」と訴える児童・生徒に対する支援という形で進めております。

4月からスタートし、市内各校に拡大。7月末現在で120名が

利用しております。

教育長

ほかになにかありますか。いかがでしょうか。

各委員

特になし。

《ここまで非公開》

教育長

本日の定例会における議案事項。報告事項については、すべて終了いたしました。

教育委員会9月の定例会を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和7年12月24日

教育長 小林 修一

教育委員 赤岩 けさ子

作成者 風野 憲行